○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百八十号　総社市種井字黒田四四九番一から同市種井字宮ノ前八〇五番まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○中国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
呉市阿賀中央四丁目三五九六番六から同市阿賀中央五丁目一九五八番二まで	前	四三・〇〇～五二・〇〇メートル
	後	四三・二〇～五四・六〇　〇・二六七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百八十五号　呉市阿賀中央四丁目三六〇〇番二から同市阿賀中央五丁目一九五八番二まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月一日

○中国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡山県久米郡久米南町里方字庄田五二九番一から同郡美咲町小原字久保田四三五番一まで	前	一一・〇〇～三一・四〇メートル
	後	一五・〇〇～三九・〇〇　〇・九五一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岡山市北区楢津字橋本六二〇番一から総社市窪木字茶ノ木一〇一七番一まで	前	七・四〇～六一・五〇メートル	
	A	一〇・二七五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	七・四〇～六一・五〇　一〇・二七五	
	B	〇・五〇～八五・〇〇　二・二九〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
呉市阿賀中央四丁目三五三七番一から東広島市黒瀬町兼広字鷹ノ巣八八五番九まで	前	二〇・〇〇～三〇二・〇〇メートル
	後	二〇・〇〇～三〇六・〇〇　一二・五二一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 三百七十五号　呉市阿賀中央四丁目三五三七番一から東広島市黒瀬町兼広字鷹ノ巣八八五番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月一日

○四国地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知市桟橋通三丁目四五番二地先から同市桟橋通三丁目四五番二まで	前	三四・〇〇～三五・〇〇メートル
	後	三五・〇〇～三八・〇〇　〇・〇〇八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所